

野田市公共下水道事業の概要及び整備状況について

1 公共下水道（污水）整備計画の概要

下水道計画は、河川等の公共用水域の水質汚濁が社会問題となった昭和 42 年に公害対策基本法（現：環境基本法 平成 5 年制定）が制定され、その中で公共下水道は、水質汚濁を防止する基本的施策として位置付けられ、政府はその整備推進するための措置を講じなければならないと規定されました。

その後、昭和 45 年に下水道法の一部が改正され、水質の環境基準が定められた公共用水域のうち、その水質汚濁が 2 以上の市町村から排出される汚水によるもので、広域的な観点から下水道の整備によって、水質環境基準を満たす必要があると認められるものについて、都道府県は流域別下水道整備総合計画を定めなければならない旨の規定が追加されました。これにより、江戸川左岸流域下水道整備総合計画が千葉県により策定され、江戸川左岸に沿った野田市から市川市までの 8 市（※ 1）にわたる汚水を広域的に集めて処理することになりました。[P 11 参照]

野田市では、この江戸川左岸流域関連公共下水道の関連市として、全体計画を策定し、昭和 48 年に下水道整備事業に着手し現在も整備を推進しております。

野田市の公共下水道計画（污水）は、平成 15 年 6 月に関宿町との合併により、全体計画面積 4,184.3ha、汚水計画人口 132 千人、目標年次を令和 6 年とし、野田地域では、福田地区及び川間地区の一部の区域を除いた、主に国道 16 号線と江戸川で挟まれた区域を計画の範囲としています。関宿地域では、現在の市街化区域と市街化調整区域に点在する住宅密集地区が全体計画区域となっています。

また、下水道の整備を行うための事業認可面積は、現在 2,222.23ha を取得し汚水整備を進めており、令和 4 年 4 月 1 日現在で供用開始をした面積は 1,845.45 ha、下水道普及率は 81.90%（※ 2）となっております。

次に公共下水道計画（雨水）は、現在、親野井・東宝珠花地区の阿部沼第 1 排水区 [P 15 参照] 及び桜木・桜台地区の南部 2 排水区 [P 16 参照] の浸水地域の解消を図るため、雨水調整池及雨水幹線の整備を行っています。阿部沼第 1 排水区は 3 箇所の調整地の整備を計画しており令和 4 年度に親野井地区に整備している第 3 号調整池が完成する予定です。また、南部 2 排水区の南部 1 号幹線は、令和 3 年度までの整備箇所から既設函渠と接続し分流させて、道路冠水状況を注

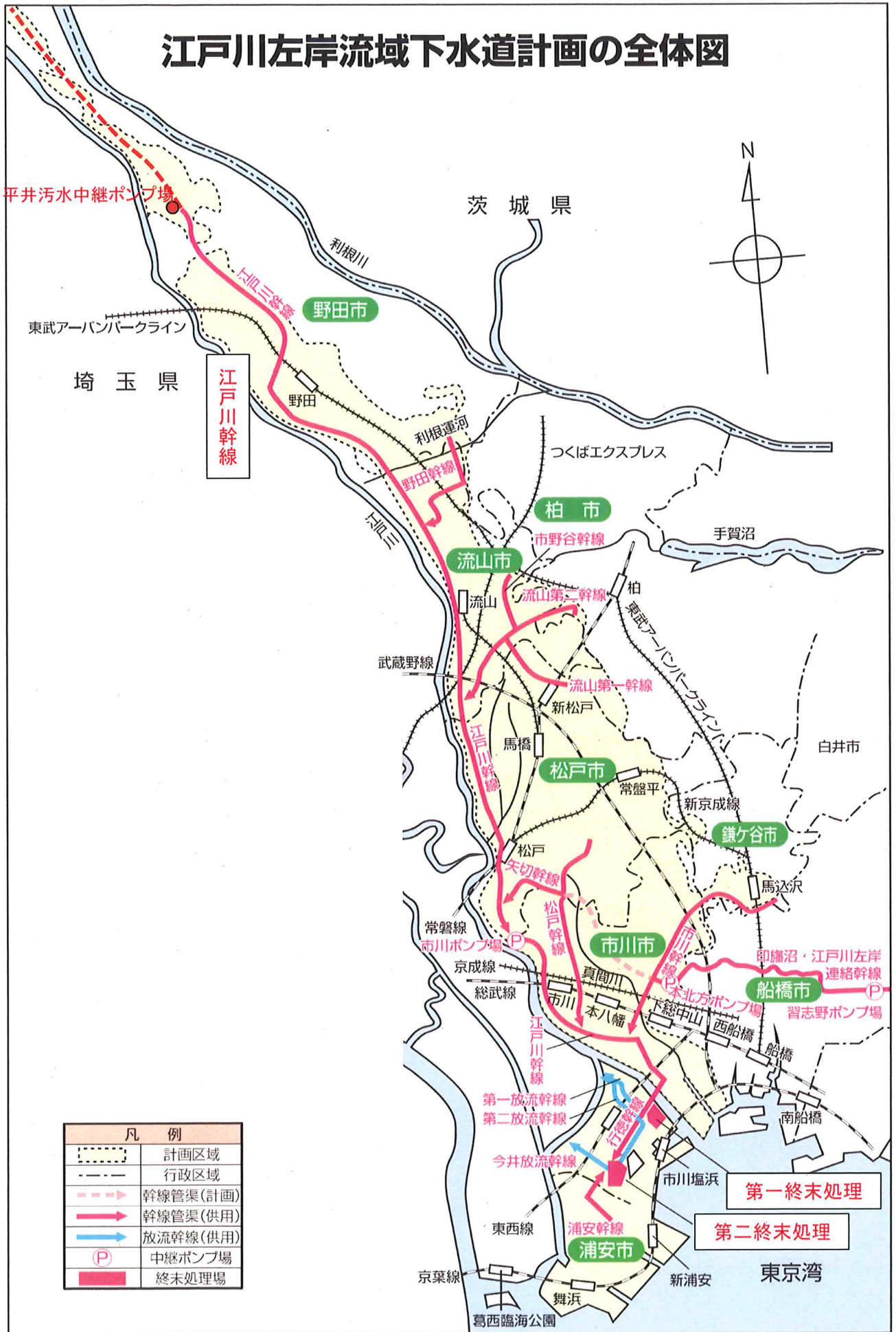
視してきたいと考えます。

次に下水道施設の管理状況については、平成30年度に策定した下水道ストックマネジメント計画（長寿命化計画）に基づく管路の点検・調査、平井汚水中継ポンプ場の電気設備更新工事、マンホールポンプ場のポンプ交換工事を行い、令和元年度に策定した総合地震対策計画に基づく管路施設及び平井汚水中継ポンプ場の耐震診断を実施しています。

※1：8市 野田市・柏市・流山市・松戸市・鎌ヶ谷市・市川市
船橋市・浦安市

※2：下水道普及率の81.90%は下水道全体計画区域の計画人口を
基にしたものであり、行政区域内人口を基にすると70.47%に
なります。

江戸川左岸流域下水道計画の全体図



凡 例	
	計画区域
	行政区域
	幹線管渠(計画)
	幹線管渠(供用)
	放流幹線(供用)
	中継ポンプ場
	終末処理場

2 野田市公共下水道整備について

(1) 令和3年度整備状況及び4年度整備予定について

概要：下水道管渠（污水）の整備を図り、都市の健全な発展及び生活環境の改善、公衆衛生の向上に寄与するとともに、河川等の公共用水域の水質保全を図ります。

	3年度（実績）	4年度（予定）
整備内容	○整備面積 15.88ha ○整備延長 3.5 k m	○整備面積 13.0ha ○整備延長 3.0 k m
	下水道普及率81.90% 【70.47%(+1.18%)】	下水道普及率83.1% 【71.7%(+1.23%)】

※下水道普及率は下水道全体計画区域の計画人口を基にしたものであり、行政区域内人口を基にすると【 】の数値になります。

(2) 令和3年度整備箇所及び4年度整備予定箇所について

①公共下水道（污水）の整備箇所（図面：公共下水道（污水）P14参照）

	施工予定箇所	工事延長	
		令和3年度	令和4年度（予定）
1	尾崎字堂山地先	L = 809m	L = 約 470m
2	尾崎字清水地先	L = 229m	—
3	七光台地先	L = 955m	L = 約 1,680m
4	柳沢新田字庚申塚地先	L = 387m	L = 約 350m
5	柳沢新田字山之内地先	L = 75m	—
6	上花輪字香取前地先	L = 42m	—
7	山崎字上宿地先	L = 59m	—
8	山崎字亀山地先	L = 512m	L = 約 440m
9	山崎字東亀山地先	L = 455m	L = 約 100m

②公共下水道（雨水）の整備箇所（図面：公共下水道（雨水）P15・16参照）

令和3年度	令和4年度（予定）
阿部沼第3号調整池の整備 箇所：親野井地先 貯留量：3,600 m ³ 掘削工、法覆護岸工、圧送管 ポンプ室本体工	阿部沼第3号調整池の整備 箇所：親野井地先 貯留量：3,600 m ³ 底版工、圧送管、側溝工、 ポンプ機械・電気設備工
南部1号幹線増補管の整備 箇所：桜木・桜台地先 □2100×2100、L=71m	南部1号幹線増補管の整備 箇所：桜木・桜台地先 既設函渠と接続、特殊人孔の設計

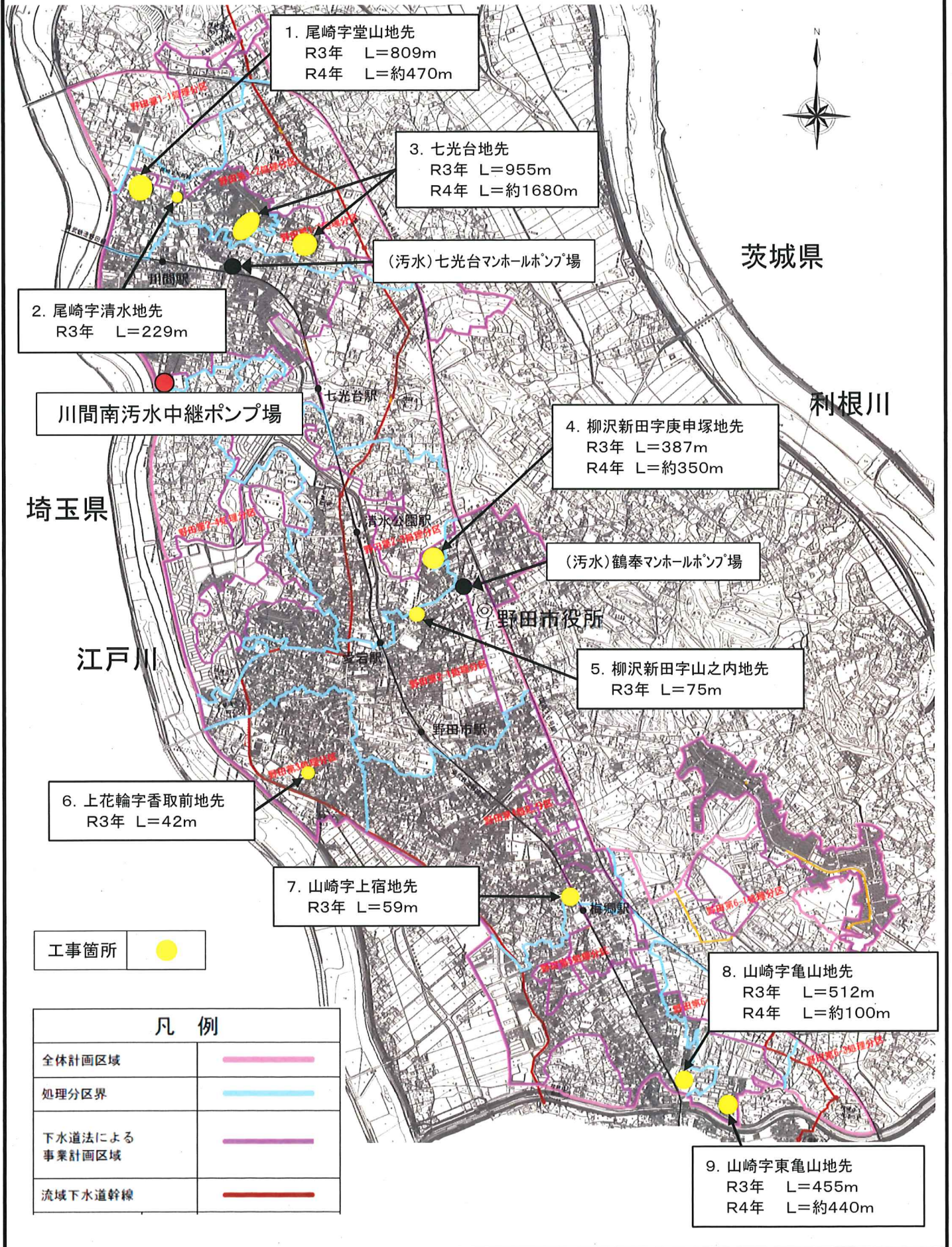
③ポンプ場施設及びマンホールポンプ施設の工事箇所

(図面：公共下水道（汚水・雨水）)

令和3年度	令和4年度（予定）
平井汚水中継ポンプ場電気設備改築工事 [P15 参照]	川間南汚水中継ポンプ場電気設備改築工事 [P14 参照]
マンホールポンプ交換工事2箇所 (七光台No.1、鶴奉No.2) [P14 参照]	マンホールポンプ交換工事3箇所 (桐ヶ作No.1、上羽貫第2、上原第1) [P15 参照]

公共下水道(汚水)

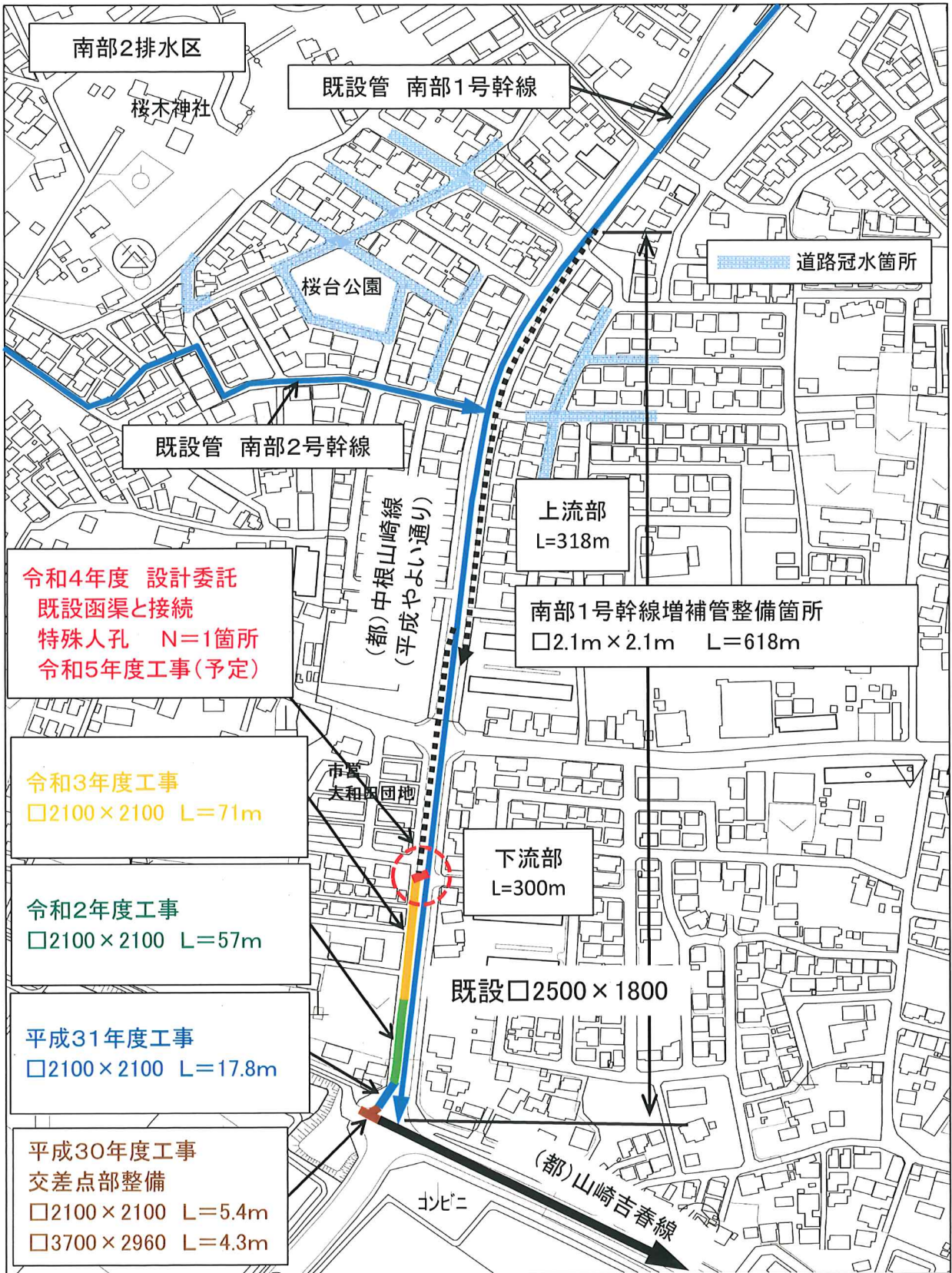
令和3年度整備箇所及び4年度整備予定箇所



公共下水道(雨水)



南部1号幹線



野田市公共下水道事業財政状況について

1 財源の仕組み

令和2年度より下水道事業会計は公営企業会計へ移行したことにより、下水道事業会計は収益的収支と資本的収支の予算となり、維持管理費については収益的収支で、建設費については資本的収支で執行・運営されます。

収益的収支においては、下水道使用料、一般会計負担金・一般会計補助金等により賄われており、資本的収支においては、企業債、一般会計出資金・一般会計補助金、国庫補助金及び受益者負担金により賄われております。

(1) 収益的収支（維持管理費）財源

ア 下水道使用料

汚水処理に係る経費（維持管理費及び資本費）については、条例で定めるところにより、公共下水道の利用者から使用料を徴収しています。

イ 一般会計負担金・一般会計補助金

雨水処理に要する経費や分流式下水道等に要する経費等公費で負担すべき部分及び下水道使用料収入で不足する部分について、一般会計からの負担金及び補助金が充てられています。

(2) 資本的収支（建設費）財源

ア 企業債

下水道はその事業効果が相当長期にわたる公共施設であるため、下水道の建設に当たっては、世代間の負担の公平化等の観点から、企業債の充當が行われています。

イ 一般会計出資金・一般会計補助金

流域下水道の建設に要する経費や地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費等公費で負担すべき部分について一般会計からの出資金及び補助金が充てられています。

ウ 国庫補助金

下水道の公共的役割に鑑み、公共事業として、国家的見地から、その整備の推進を図るため、雨水及び汚水に係る施設の基幹的部分を地方公共団体に補助しているものです。

エ 受益者負担金

都市計画法第75条の規定に基づき徴収するもので、都市計画事業として行われる下水道事業について、地方公共団体が条例を定めて徴収しているものです。

2 各年度の実績

	特別会計			企業会計	
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
有収水量 (m ³)	8,680,633	8,791,611	8,937,633	9,419,543	9,573,678
下水道使用料 (千円)	1,305,984	1,321,364	1,122,171 ※ 3	1,313,586 ※ 4	1,356,265 ※ 4
汚水処理費 (千円)	1,305,985	1,334,098	1,340,645	1,412,930 ※ 5	1,436,052 ※ 5
うち維持管理費 (千円)	866,417	884,273	831,157	892,689	927,953
うち資本費 (千円)	439,568	449,825	509,488	520,241 ※ 6	508,099 ※ 6
経費回収率 (%) ※ 1	100.00	99.05	83.70	92.97	94.44
一般会計繰入金 (千円)	1,235,000	1,176,600	1,163,698	1,157,110	896,361
下水道使用料 単価 (円/m ³) ※ 2	150.45	150.30	125.56	139.45 ※ 7	141.67 ※ 7

※ 1 : 経費回収率 (%) 下水道使用料 ÷ 汚水処理費 (公費負担分を除く)

※ 2 : 下水道使用料単価 (円/m³) = 下水道使用料 ÷ 有収水量 (汚水量)

※ 3 : 令和元年度は令和 2 年 3 月 31 日時点の打切決算による額のため、下水道使用料収入には出納整理期間 (4 ~ 5 月) における収入額が含まれていません。

※ 4 : 令和 2 年度より公営企業会計へ移行したことにより、「下水道使用料収入」は検針からの汚水排除量により算出された調定額 (税抜き) となっております。

※ 5 : 令和 2 年度より公営企業会計へ移行したことにより、「汚水処理費」は税抜きの額となっております。

※ 6 : 令和 2 年度より公営企業会計へ移行したことにより、「うち資本費」は減価償却費と企業債利息が基となっております (令和元年度までは企業債の元利償還金でした)。

※ 7 : 令和 2 年度より公営企業会計へ移行したことにより、「下水道使用料単価」は税抜きの額となっております。

●有収水量（汚水量）の内訳

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
大口使用者（m ³ ）	964,250	1,009,004	1,009,747	1,051,681	1,186,563
一般使用者（m ³ ）	7,716,383	7,782,607	7,927,886	8,367,862	8,387,115

●下水道使用料収入の内訳

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 ※9	令和 3 年度
大口使用者（千円）	300,865	313,524	267,159	300,541	346,390
一般使用者（千円）	971,193	975,812	821,169	1,013,045	1,009,875
過年度分（千円）	33,926	32,028	33,843	—	—
合計（千円）	1,305,984	1,321,364	1,122,171	1,313,586	1,356,265
（参考）過年度未収金 収納額 ※8	—	—	—	258,733	282,358

※8：この表においては、令和元年度以前は特別会計のため過年度の未収分は滞納繰越分として当該年度の調定額として計上し、その収納分を「過年度分」として計上しましたが、令和2年度より企業会計に移行したことにより、過年度の未収分は滞納繰越分の調定額ではなく過年度未収金として計上され、そのうち当該年度中に収納された額を「過年度未収金収納額」として計上しました。

※9：令和2年度より公営企業会計へ移行したことにより、「下水道使用料収入」は現年度の検針からの汚水排除量により算出された調定額（税抜き）となっております。

(1) 有収水量及び下水道使用料収入

有収水量（汚水量）については中里工業団地の接続等により増加傾向にあります。大口使用者（1日の汚水量が15m³以上の事業）が対前年度比において12.8%程の増（134,882m³増）となっております。また、一般使用者（各家庭）においても、下水道管渠の枝線整備による新規接続件数が発生したため、一般使用者（各家庭）での汚水量が対前年度比において0.23%増（19,253m³増）となっております。

今後の下水道使用料収入では、令和4年度の調定汚水量見込みが約960万m³、調定額見込みが約13億6,040万円（税抜き）であり、下水道使用料単価の見込額は141.71円程度と予測しています。

(2) 維持管理費及び資本費

汚水処理に係る経費では下水道施設の拡充や既設管等の老朽化に伴う管渠調査や補修等で年々増加傾向となる状況ではありますが、極力出費を抑える努力をしています。

今後の維持管理費については、引き続き既設管やポンプ施設等の老朽化に伴う管渠及び施設の調査やその結果に基づく修繕または更新の費用で増加傾向となりますが、ストックマネジメント計画に基づく国庫補助金や企業債等の特定財源を活用し、市の負担を抑えた計画的な更新等、今後の維持管理の最適化を図りながら進めます。

資本費では、令和3年度下水道普及率が81.9%（※9）となっております

が、まだ、市街化区域全域の整備も終了していない等、さらに整備を進める必要があることから、今後も国庫補助金や企業債等の財源を確保しながら事業を推進していく予定です。

このことから、企業債の償還は今後も継続されますが、事業に充てる企業債については借入額を毎年度の元金償還額以内に抑え、企業債残高を増大させないようにし、後年度の償還額の負担増大を抑えます。

※9：下水道普及率の 81.9%は下水道全体計画区域の計画人口を基にしたものであり、行政区域内人口を基にすると 70.5%になります。

(3) 経費回収率

経費回収率は、下水道使用料で回収すべき経費を、どの程度下水道使用料で賄えているかを表した指標であります。

今後も接続促進による下水道使用料の増収及び汚水処理費の軽減を図り、経費回収率の改善に努めます。

(4) 一般会計繰入金

一般会計繰入金については、雨水に係わる経費と各年度の汚水処理に対して下水道使用料収入で賄えない部分についての繰入金としました。

今後も一層、一般会計への負担軽減が図られるよう努めてまいります。なお、上記の一般会計繰入金額は雨水に係わる経費等も含まれて計上されており、決算書等の一般会計負担金・一般会計補助金・一般会計出資金の合計額と同額です。

3 今後の下水道事業会計について

令和3年3月に「野田市下水道事業経営戦略」が策定されましたが、それに基づき進捗管理を行い、適正な財政状況を維持しながら、従来どおり下水道管渠の整備を引き続き行い、都市の健全な発展及び生活環境の改善、公衆衛生の向上に寄与するとともに、河川等の公共用水域の水質保全を図るといふ目的をもって下水道事業を進めてまいります。

報告第3号

野田市下水道事業経営戦略の事業評価について

1 環境保全

(1) 未普及地区の解消

令和12年度までに普及率89.0%（※）を目標に、投資効果等を見極めながら市街化区域に重点を置いて、汚水施設の整備を進めていきます。

（※）普及率の89.0%は、下水道全体計画区域の計画人口を基にしたものであり、行政区内人口を基にすると77.4%になります。

（単位：％）

項目	R1 (実績値)	R2 (実績値)	R3 (実績値)	R12 (目標値)
普及率	79.3 (67.9)	80.8 (69.3)	81.9 (70.5)	89.0 (77.4)

※R1～R3：実績値、R12：目標値

※普及率の上段の数値は下水道全体計画区域の計画人口を基にしたものであり、下段

() 内の数値は行政区内人口を基にしたものになります。

評価：令和3年度も新規の汚水施設の面整備を実施し、令和12年度の目標値に向けて概ね順調に普及率が向上しました。

2 安全・安心

(1) 浸水に対する備え

主に雨水幹線（南部1号幹線、阿部沼幹線）や雨水調整池（阿部沼調整池）等の整備を進めていき、浸水常襲箇所解消に努めます。

（単位：％）

項目	R1 (実績値)	R2 (実績値)	R3 (実績値)	R12 (目標値)
進捗率	4.1	6.3	9.3	38.7

評価：現在、雨水幹線（南部1号幹線）や雨水調整池（阿部沼調整池）の整備を進めており、令和12年度の目標値に向けて、事業費ベースの進捗率は問題なく向上しました。

(2) 地震に対する備え

下水道総合地震対策計画に基づき、管路の耐震化工事やマンホールの浮上対策工事、ポンプ施設の無停電化及び耐震化工事を進めていきます。

(単位：％)

項目	R1 (実績値)	R2 (実績値)	R3 (実績値)	R12 (目標値)
進捗率	-	13.4	13.4	100

評価：令和3年度の地震対策事業は、ストックマネジメント計画による平井污水中継ポンプ場の機械設備詳細設計との整合性を図るため、耐震詳細設計を令和4年度に先送りした結果、進捗率は令和2年度と同数となっておりますが、令和4年度以降に耐震詳細設計やそれに伴う耐震化工事、そしてマンホールの浮上対策工事等を予定しており、施設の耐震化の進捗率は、目標値に向かって上昇する見込みとなっているため、特に問題はありません。

(3) 施設の老朽化・不明水対策

下水道ストックマネジメント計画（長寿命化計画）に基づき、管路施設やポンプ施設の改築更新を進めていき、施設管理の適正化を目指します。また、不明水対策においては下水道ストックマネジメント計画（長寿命化計画）と連携して対応します。

実施年度	主な取組内容
R2	管路調査業務 平井污水中継ポンプ場電気設備改築工事（R3 完成） マンホールポンプ更新工事
R3	管路調査業務 ポンプ場施設ストックマネジメント修繕・改築計画策定業務 マンホールポンプ更新工事

評価：不明水対策については、現在岩名地区の管路調査業務を行っており、令和5年度から管路の修繕改築計画を策定し、その計画に基づき詳細設計を行った後に管路の更生工事等を行う予定であります。現在は、調査段階であることから不明水に対する実質的な改善はありませんが、今後対策工事による効果が少しずつ現れ、徐々に不明水の解消につながっていくことが予想されます。

3 安定

(1) 経営の安定化

経営の安定化を図るため下水道普及率を令和 12 年度までに 89.0% (※) を目標とした汚水施設の整備を行いながら、戸別訪問による接続促進や融資あっせん及び利子補給制度により水洗化率の向上に努め、下水道使用料の収益を高めていきます。

(※) 普及率の 89.0%は、下水道全体計画区域の計画人口を基にしたものであり、行政区内人口を基にすると 77.4%になります。

(単位：%)

項目	R1 (実績値)	R2 (実績値)	R3 (実績値)	R12 (目標値)
普及率	79.3 (67.9)	80.8 (69.3)	81.9 (70.5)	89.0 (77.4)

※普及率の上段の数値は下水道全体計画区域の計画人口を基にしたものであり、下段

() 内の数値は行政区内人口を基にしたものになります。

評価：令和 3 年度も新規の汚水施設の面整備を実施し、令和 12 年度の目標値に向けて概ね順調に普及率が向上しました。

(単位：%)

項目	R1 (実績値)	R2 (実績値)	R3 (実績値)	R12 (目標値)
水洗化率	93.7	93.2	93.2	現状以上 (93.7)

評価：水洗化率(=水洗化人口/処理区域内人口)ですが、水洗化率は処理区域内人口に対する水洗化人口の割合を示したものです。令和 3 年度は下水道管渠等を整備することにより処理区域内人口が年度末までにかけて増となりますが、それに対して下水道に新規で接続して使用することになった水洗化人口も同程度で増となったことから水洗化率は令和 2 年度と同率となっております。今後は、新規整備による処理区域内人口の増よりも、既に整備された区域に対して新規接続される水洗化人口の増の方が多くなり、水洗化率の向上が見込まれると予想されます。